

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第三十号

昭和三十三年四月二十五日(木曜日)午後二時十八分開会

委員の異動

本日委員橋繁夫君及び森田豊壽君辞任につき、その補欠として江田三郎君及び吉田萬次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君
加瀬 完君
成瀬 幡治君
小林 武治君
小柳 牧衛君
館 哲二君
安井 謙君
吉江 勝保君
吉田 萬次君
久保 等君
鈴木 壽君
中田 吉雄君
森 八三一君

委員

國務大臣 田中伊三次君
政府委員 自治庁長 藤井 貞夫君
政部長 福永与一郎君
常任委員 会専門員 角田礼次郎君

事務局側

自治庁行政部 公務員課長 角田礼次郎君

説明員

自治庁行政部 公務員課長 角田礼次郎君

本日の會議に付した案件
○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(本多市郎君) これより委員會を開きます。

委員の異動がございました。本日、橋繁夫君が辞任されました。江田三郎君が補欠選任されましたので報告いたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案の提案理由説明はすでに聴取いたしておりますが、この際さらに内容について政府委員より説明を聴取いたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 市町村職員共済組合法の一部改正法律案の内容につきまして、概略御説明を申し上げます。

今回の改正の第一点は健康保険法の改正に伴うものでございます。その内容は一つは療養の給付につきまして、健康保険の例にならう組員にその費用の一部を負担せよとすることとございます。健保の改正につきましてはいろいろ国会においても御論議があったのでございますけれども、同じ社会保険制度の一環としてやっております市町村職員共済組合につきましても、健康保険が変って参りますならば、これと歩調を合せて修正をする必要があるというふうに考えられるからでございます。ただし市町村の共済組合につきましては、その建前上掛

金その他の操作におきまして、赤字を出さないという仕組みになっております。従いまして、一部負担の制度をとりますと、これによって余裕財源を生ずることに相なるわけであります。その範囲内で一部負担金の払い戻し等の制度を、それぞれの組合において措置することができるといふ便法を開くことにいたしておるのであります。

その第二点は、詐偽その他不正の行為によりまして給付を受けた者がいるという場合におきましては、組合はその者から給付に要しました費用の徴収をできるようにしようとしたこととでございます。なおこの場合におきましては、その給付が保険医の虚偽の診断書によって行われるというような場合もあり得ることとございますので、その場合にはその保険医に対して連帯責任をもって支払わせることができるというようにいたしておるのであります。その第三は、今健康保険法によりまして医療担当する医療機関の制度と、その医療機関の内部におきまして、医療等に従事する保険医等の規定の区分を明確化することになるに従いまして、若干の規定の整備を行うことにならしたのであります。なおこれに伴いまして従来の罰則規定を緩和いたしますことにならしたのであります。

で、これらの点について一部の改正をお願いをいたしたいと考えておる次第でございます。

その第一点は退職給付についてでございますが、従来退職年金に至らないで退職一時金の支給を受けた者が、再就職をして組合員となりまして、それからもう一度退職をしたと、こういうような場合におきまして前後の組合員であった期間の合算をいたしますならば、年金を受ける権利が発生するという場合におきましては、これは前後の組合員であった期間を合算することによりまして、年金支給の道を開きますことが組合員自身の利益にも相なります。また恩給等の取扱いの基準にも合致することとございますので、この措置を一つ新たに認めたいというところが第一点でございます。それから第二といたしましては、退職年金について弱年停止の規定がございまして、弱年停止中の者が廃疾の状態になつたという場合におきましては、弱年停止を解除する道を開きたい。第三点は、退職年金額の改訂をいたした場合同様に、従来従前の年金額に對しましては、従来従前の年金額に對しましては、再就職期間中の部分について加算を認めておらないのであります。そういう点につきましてはこれは不合理でございまして、加算を行なつた額を下らないというふうな措置を講じたいというところでございます。

第三は廃疾給付に関する問題でございますが、この内容のおもなるものは、廃疾一時金を受けました者の廃疾の程度が、退職をいたしましたときから五年以内に非常に悪くなる、廃疾の程度が増進をする、そのために廃疾年金を受けることができる状態となりまして、廃疾年金を支給する道を開くことが第一点でございます。それから第二は、退職一時金なりあるいは廃疾一時金の支給を受けました者に対して、廃疾年金を支給する場合におきまして、廃疾年金の額は、前に一時金の支給を受けておる場合におきましては、これを返還をいたした場合は、廃疾一時金の額を基準として定めまして、額を控除した額とするということと均衡を保たしめる、不公平のない取扱いにしたいということがおもなる内容でございます。

その他ごく事務的なものとしたしましては、組合の方からまだ支払っておらない、支払うべき原因がありながら支払いを終わらせない遺族給付がございまして、当該遺族が死亡いたしました場合は、他の遺族に支払うものとするという点、それから直系姻族の養子となつた場合におきましては、遺族年金の受給権を失わないようにすること、これはたとえば組合員の奥さんが遺族年金を受けるということになつておりました場合におきまして、そのままその家に居つて、組合員の死亡等がありまして、その家に居つて実際に養子となつたという場合におきましては、これを遺族年金の受

給権を奪うということは実情に即しませんので、これにつきましては遺族年金受給権を失わないこととしようというような点について、改正を行いたいと考えておるのであります。

なお現在組合の規約につきましては、すべてその変更について自治庁長官の認可を要することに相なっており、自治庁長官の認可を受けなければならぬといはしますことは、いたずらに事務手続を煩瑣ならしめるゆえんでございまして、ごく軽易な事件につきましては自治庁長官の認可を要しないことにしようとする、さらに共済組合が福祉事業を行う場合におきましては、市町村職員の恩給組合と共同して行うこととする、市町村職員の福祉を増進するための事業が総合的に、効果的に行われることに努めなければならぬ、という点についての注意規定を設ける等、現在までの組合運営の実績にかんがみまして、改善を要すると認められる点について改正案を提案をいたしておるような次第でござい

以上が市町村職員の共済組合法の一部改正の法律案の内容のあらましでござい

○委員長(本多市郎君) これより質疑を行います。質疑のおありの方はこれより順次御発言願います。

○加瀬完君 いろいろ行政部長さんの御説明がございましたが、この前お述べになりました提案理由の御説明の中にも、国家公務員あるいは都道府県の公務員と同じような共済給付を保証することを目的としておるのだという御説明があるわけですが、これはまあ一昨

昨年が制定されましたときにも、国家公務員や都道府県の公務員との共済給付の内容がどうだ、ということがだいたい議論されたのでございまして、現状におきましてその両者の違いといいますが、今度改正を意図した点、あるいは意図しませんでした点、あるいは都道府県の公務員との共済保障の点で、まだ市町村の共済保障が足りないとい

○説明員(角田礼次郎君) 現在の市町村組合の給付につきましては、国家公務員共済組合の給付の内容と全く同じでござい

○加瀬完君 国家公務員並びに都道府県の公務員であれば、これは共済組合に入っておられない者は全然ないはずだと思つておる。市町村では全部共済組合法によりまして共済組合を組織しておりますか。

○説明員(角田礼次郎君) これは市町村共済組合法がございまして、市町村の職員は健康保険法の適用を受けておったわけでありまして、従いまして健康保険法から現在市町村共済組合法に切りかえま

○加瀬完君 健康保険法の適用を受けておったわけでありまして、従いまして健康保険法から現在市町村共済組合法に切りかえま

○説明員(角田礼次郎君) これは市町村共済組合法がございまして、市町村の職員は健康保険法の適用を受けておったわけでありまして、従いまして健康保険法から現在市町村共済組合法に切りかえま

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○政府委員(藤井貞夫君) 御承知のよ

うに健康保険法の改正によりまして、一部負担金の制度が改正になったわけであり

その点につきましては、組合自体において何もこれをむだに使う必要もないわけであり

○加瀬完君 市町村によりまして、職員共済組合法による退職給付とい

○説明員(角田礼次郎君) 市町村職員共済組合法に基

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○政府委員(藤井貞夫君) 御承知のよ

うに健康保険法の改正によりまして、一部負担金の制度が改正になったわけであり

その点につきましては、組合自体において何もこれをむだに使う必要もないわけであり

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

○加瀬完君 それから法律案の内容の第一点で、御説明でござい

もつともな点が実はあるわけでござい
ます。ただ健康保険につきましても、
一部負担制が採用されたのは、も
ちろん当面の赤字解消ということが非
常に大きな動機となったことは、これ
は申すまでもないところであろうと思
います。それがそれと並行いたしました医
療給付自体を高度化していくと、あるい
は医療機関の整備等をはかって参らな
ければならぬと、そういうようなこと
に相応するものとしてこのような制度
が採用されたというふうにおかれれば
何っておるのであります。そういう意
味から医療保険体制の確立を終局には
目ざしているという目的を持ってお
るものであらうと思ひます。そこで共
済組合でございしますが、これは医療給
付等につきましても、先刻も申し上げ
ておりますように、健康保険の代行
をしていられるのでございまして、わが
国の医療保障制度上重要な一環を形成
いたしておるものでございします。今回
健康保険制度が改正をせられましたの
で、これに照応いたしまして、統一的
な運営をはかりますために必要な改
正を行うこととしたわけでございま
す。ただ先刻申し上げましたように、財
政的には赤字を出さない仕組みになっ
ておるのに、こういうことをやるの
はおかしいじゃないか、という議論は
一応ございしますけれども、今申し上げ
ましたように、社会保険として統一
的な処理をして参ることが必要であ
る。また事務手続その他にいたしまし
ても、同じ保険医のところへ参りまし
ても一方は一部負担金を払う、一方で
は一部負担金を払わないというような
ことでははなはだ不均衡になり、また
事務手続上も煩瑣でございしますの

で、この際同様に一部負担制の採用を
いたすことが適當であるというふう
に考えたわけでございします。
なお参考にお知らせいたします。財政
的な見地から見まして、共済組合と同
様の状況にございします。これは御承
知の通りだと思ひますが、組合管掌
の健康保険につきましても、同じよう
に一部負担制の採用をすることにな
っておるわけでございします。

○加瀬完君 それは一部負担制とい
うものを結果だけ合せた、という形に私
には受け取れるのです。そこで逆に伺
いたいと思ひますが、社会保険の広
い意味の掛金といひますが、税その
他いろいろありましようが、社会保険
に対する掛金と共済組合の掛金とい
うものは同じですか。

○説明員(角田礼次郎君) 市町村共
済組合の掛金は法律では直接きめてお
りませんが、各組合の規約で定めること
になっております。従ひまして一定は
いたしておらないわけでございしま
すが、大体平均いたしまして掛金と使用
者の負担と合せまして千分の八十四と
いうことになっております。これは健
康保険の場合も健康保険組合がそれぞ
れ規約で、ある一定の範囲内におい
てきめることになっておりますので、一
がにまあ比較はできないわけでござ
いしますが、数字としては大体そうい
う四という数字になっております。

○加瀬完君 健康保険の方と共済組
合の方と規約でいろいろきまってお
るの、ございませうが、概観して共済組
合の方が掛金は高いのじゃないです
か。よけい負担をしておるのじゃない
ですか。

○説明員(角田礼次郎君) ちょっと
今、私正確な数字を記憶しておりませ
んの、恐縮でございしますが、御指摘
のように市町村共済組合の場合には若
高いうでございします。今の平均の八
四の数字よりは。

○加瀬完君 そうすると一部負担とい
うその結論の出たものだけの一部負担
を合せても、その前の掛金そのものは
違つておるわけですから、行政部長の
ようなお考えをすれば、これは掛金
そのものの前提から合せていかなけれ
ばおかしいということになるだらうと
思ひます。掛金はよけいかけると
、一部負担だけは同じようにすると
いうことでは、共済組合の方が結局反
対給付の受け方が下がる、というこ
とにも見ようによつてはなるわけ
です。そこでその共済組合は今御説明
のように健康保険の方もそうでござ
いしますが、掛金はそれぞれの団体によ
つてまちまちです。だから何も一部負担
というものも最後だけ合せる必要はな
いじゃないか。そこで健康保険のよう
にどうしてもそういうふうにしなけれ
ば年間の赤字が解消できない、経費の
つじつまが合わないというのならば
ともかくも、やつていけるのです、
やつていけるところから一部負担をと
れば、あとで今度はそのかわりに負担
金の払い戻しをする。こんなややこし
ことまでして一部負担というところに
つじつまを合せる必要はないじゃない
か。また保険というものは一部負担を
させないというところが前提なんで、掛
金で全部の給付が受けられるというこ
とが前提なんだから、いい制度を悪い
制度の方に逆戻りさせる必要はない
じゃないか、こういうふうにお考えられ
ますが、この点はどうなんですか。

○説明員(角田礼次郎君) ちょっと私
の説明が不足しておりますけれども、私
も、健康保険法におきましては今の掛
金率、負担金率はいわゆる標準報酬
という制度をとつておりまして、こ
れは原則として恒常的な給与の全額
を含みまして率をかけていくわけで
ございします。なお最低額の定めもご
ざいします。ところが共済組合の場合に
おきましては、この本俸だけを基準とい
たしまして率をきめておるわけでござ
いします。従ひまして共済組合の場合八
四というものが健康保険の場合、大体
七〇あるいはそれ以上の場合がござ
いしますが、それと果してどの程度実際の
掛金率あるいは負担金率の負担の上で
一致しているかどうかというの、は、
ちょっと一がいには申し上げにくい
のじゃないか。従ひまして先ほど感じ
として若干高いのじゃないかというこ
とを申し上げましたけれども、御承知
のように市町村共済組合は非常にそれ
ぞれ給付の率やなんか内容は一致して
おりますが、病気になる率が違います
から高いものもありまして低いものも
あります。これは先ほど申し上げた通
りでございします。なお一部負担金をと
ることによつてただいままあそれほど
赤字でない場合には、それだけ余裕が
出てくるわけでございします。そういう
しますと、これは数字的にどうい
度になるかは別といたしまして、それ
だけの分、掛金率、負担金率を下げる
というふうなことも当然この場合には
考えられます。それから先ほどから御
説明申し上げているように払い戻しを
するということも一応考えられ
るわけでございします。

○加瀬完君 健康保険法の建前は負担し
たもので給付を受ける、それで負担し
た上に、具体的に言うならば、掛金だ
けで定められたところの給付が受けら
れるということが筋でなければなら
ないと思ひます。掛金のほかさら
にまた事情によつては、条件によつて
は一部負担をしなければならぬとい
うのは保険制度としては、建前として
は私は完全とは言えないと思ひます。そ
でせつかく市町村共済組合は掛金で全
体の給付が受けられて、何もこれは独
立採算制を建前とする企業じゃござ
いせんが、それでも採算が合つていく
という、運営状態がベスト・コンディ
ションにあるというのを、何もござ
らに一部負担をさせてその分、金が余
るから払い戻しをする、あるいは掛金
の低減を考へるといった別のことを、
ややこしいことを考へる必要ない
じゃないですか。これは今までの制度
で一つの完全な、割合に完全な形で運
営できているというふうにお御説明だ
からすれば受けられるわけですから、
それでやつていったらいいじゃない
ですか。何も健康保険法というふうな
ものに無理に合せなくたっていいじゃ
ないですか。健康保険法でも初め考へた
一部負担よりは、やはり一部負担とい
うものが健康保険法の性格にはずれる
というので、だんだんその一部負担の
濃度というものが薄められてきてい
る。そういうときに負担させなくても
いいものに負担をさせて、またごめん
どうにも払い戻しをするというよう
なことを特別とらなくたっていいじゃ
ないですか。こうどうも思われてなら
ない。

○政府委員(藤井貞夫君) その点の御
疑問はごもっともでございしますが、こ

これは今まで申し上げておりますように、当面赤字でない運用をいたしておられますことは事実でございますけれども、やはり一般的な社会保険制度の一環として行われるものでございませぬので、そこにやはり統一的な取扱いをすることが望ましいという点がございまして、なお同一の状況にございまして、組合管掌の健康保険取扱いを異にする理由もこれはあまりないのではないかと、さらに組合員につきまして、一般の健保の取扱いと異なる取扱いをいたしません場合には、実際にいかか参りますか、保険医なり、あるいは支払基金の取扱いというものをいたすに煩瑣ならしめる結果にもなるのではないかということで、同じような歩調を合せることが適当であるというふうな認識をいたしてございまして、ただ、これをやり出すことによりまして、ある程度余裕財源が出るということも予想されるのであります。それらの点につきましては、制度は制度として一応歩調を合していき、そのために余裕財源が見込まれますので、その点については、規約でもって、それぞれ共済組合ごとに具体的にいろいろの点を研究していただいて、払い戻しの点なり、あるいは全般的に掛金自体を改訂してもいいじゃないか、減らしてもいいじゃないかという結論が出れば、そういう方途も考えてもらおうということが全般的に見て適当な方策ではないか、かように考えたわけでありませぬ。

○加瀬完君 それは、保険制度として考え方が逆だと思ふ。一部負担をさせないで、保険掛金といふものが、共済組合の掛金だけで保険制度その他が運営できるという建前ではいかなければおかしいと思ふのです。また、保険制度というものは、そういうものだと思ふ。それを、社会保険の方が一部負担という制度を新しく作つても、その一部負担というものを、今度は逆に、健全に共済組合の実績をあげているこの共済組合の方にまで一部負担というものを押し及ぼして行くというのでは、これは、共済組合制度というものの建前に立つて、この共済組合制度というものを発展させようとする一実施策なのか、共済組合制度は薄めていこうという一体考え方のなにかということに疑問を持たざるを得ないと思ふ。そこでも、事務が煩瑣だとか、いろいろなかことがございまして、事務は煩瑣でも何でもない。現在だつて、健康保険法でたとえは医療を受けてる者もあれば、健康保険法のはかで医療を受けてる者もあれば、いろいろなんです。これは煩瑣でも何でもなくと思ふ。むしろ煩瑣というなら、一部負担などという新しい考え方をもち込むことの方が煩瑣なんだ。一部負担というものがなくなることは、一部負担として私に完全なものが、社会保険制度として私は完全なものであつて、一部負担をさせなくていいやうに、ここに社会保険制度が、市町村共済組合という形であるのに、これを逆戻りさせるようなやり方というものは、どう考えてもこれは妥当だと思ふ。市町村共済組合制度というものをせつかく作つて、あるいは国家公務員の共済組合や、都道府県の共済組合制度を作つて、ここまで育ててきたのに、社会保険制度という立場から、赤字のやりくりがどうにもいかならないで、一部負担をさせなきゃならぬ

という、その好ましからざるやりくりを、せつかく育つて完全な姿をとつておる共済組合にまで逆入させる必要はござらないと思ふ。いろいろ御説明を承りましたが、いかに御説明をいただきまして、どうもおかしいと思ふ。大臣は、この点、どうお考えになつておられますか。率直な御所見を一つ承りたい。まずいと思ふので

○政府委員(藤井貞夫君) 繰り返してのこと、どうも恐縮でございますけれども、先刻、非常に事務も煩瑣になると申し上げましたのは、保険医のところへ参ります。その保険医の取扱いにおきまして、健保の取扱いを受け、それから市町村共済の取扱いを受ける者、それぞれによつて取扱いが異なつて参ります。その点非常に、一々相手を選択しなければなりませんし、取扱いが区々になつてきて、事務取扱い上むずかしい点も出てくるんじゃないかと、さらには、支払基金の運用の点につきましては、市町村共済組合の場合にはこうなんだと、一般健康保険の場合にはこうなんだというところ、いろいろ仕分けをしなければならぬというふうな点もございまして、やはり取扱いというものは、同一にやつた方がいいのではないかと、さういふ考えでおるわけにございまして、なおこれは、加瀬委員も十分御承知でございます。その初診料の制度があるわけにつきましては、一部負担の制度にございまして、やはり共済組合におきまして、健康保険の例になつてやつておるわけにございまして、今度、健康保険の点で、一部負担の範囲が若干拡大

をせられましたに伴ひましては、同じようなやりくり措置をとつて参ることが適当ではないかと、かように考えたわけにございまして。

○加瀬完君 社会保険制度としては、原則として掛金だけで給付を受けられるという建前の方がいいの、さうではなくて、掛金のほかに、医療その他で特別、一部関係者が負担するといふ建前を加味しなければ、社会保険制度といふものはいけぬというお考えなのか、どちらですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 現在共済組合は、御指摘の組合員からの掛金と、それから当該市町村からの負担金、これらから初診料に当る一部負担金、これによつて運営されておるわけにございまして。そこで、負担金というふうなものには取らない方が、組合の運営上いいのではないかと、御意見もあつて思ふは、これはいろいろ御意見もあつて思ふ。なるべくならば、一部負担金といふものは、やはり掛金なり負担金で全般的に運営されていくことが望ましいことですが、これをあまり多くするといふことは適当でないと思ひます。ただ、一部負担金を何らかの形において、全然伴わないという社会保険医療制度というものは、あまり例がないわけでありまして、問題はその程度にございまして、この程度のものであります。あり方といたしまして、適当なものではないかと、さういふふうにお考えの次第にございまして。

○鈴木壽君 関連してお尋ねします。私、お話を聞いておると、どうも私も、加瀬さんと同じような気持ちになつておるわけですが、これは、一部負担の問

題のあるべき正常な形は、こういう性質の保険に當つて、当りまえだとしてとられるべき方法ではなくて、少くとも過去、現在までいろいろわが国でもやつてこられたそれを見ますと、収支の面で工合が悪いのだ、もつとはつきり言つて、赤字が出たんだ、さうして最近健保の問題では、やむを得ない措置だと思ふので、それを、話を聞いておりますと、いかに当然であるか、さういふ問題があるところ、私は一つの問題があるのではないかと、私には思ふ。それで、これは健保法の改正によつて、一部負担の額なり、あるいはその範囲なりというものが拡大されてきた、その一連の、それとあわせての改正だろと思ひます。率直にさう言つていただけはいいの、いかに保険そのものも一部負担を伴うことが当然であるというふうなお話を聞きますと、どうにも私は納得できないと思ふのです。さういふ点、ほんとうにあつた方あれですか、さういふもの、保険において、一部負担は、やむを得ない、やむを得ないではないかと、当然さういふふうにあるべきだと思ひます。さういふ点、その点をお考えになつておられるのか、その点一つ、いま一つは、いかに、私が申しましたような点から申すと、一部負担の額の引き上げなり、あるいは範囲の拡大といふことは、これは当りませぬであらう、これは、これは、これは、赤字を持つておるわけにはないです。また、赤字を出さないやうな操作は、さういふことは、部長さんから先ほどお話しになつた通り、さういふと、極端に言えば、今回一部負担をさせようとする額が、まあいけば全部不

要になつて、あとから戻すのだという
ようなことにもなるわけなんです。私
は、ここにもまた一つの問題がある
と思う。お話のように、取り扱う医療機
関なり医者なりが、手続の上で異なる
手続をしなきゃいけないという煩瑣と
いう点はもちろんあります。しかし、
それは、もとも健康その他の、す
でに改正された、そういうことにおきま
しての不都合がもたらしたものであ
つて、そのためにこういうことをしな
ければいけないということには、私はな
らぬと思つておる。これは、そういう煩
瑣な点からしても、もともとの健康の現
在の一部負担なり、その他の保険にお
けるところの一部負担というものを正
常な姿に戻す一つの私はきつかけにも
なるのじゃないか。まあそれはそれと
して、そういう点について、そういう
ことを取り上げて、こういうふうなこ
とをするの合理的性を打ち立てよう
とするならば、私は、これは誤まつた
考えじゃないかというふうに思つた
のですが、先にお聞きしたいと思つた
この二つの点について、お答えをいた
だきたいと思つておる。

○政府委員(藤井貞夫君) 一部負担制
の範囲を拡張して、今健康保で採用さ
れることになりましたものは、当然こ
れは正しいことであつて、そうなけれ
ばならぬというふうには、われわれも
考へておらないのであります。この点
は、健康の方が改正になりますので、
それに伴つてやらなければならぬとい
うことは、率直に申し上げておきたい
と思つておる。ただそこで、健康の方と
歩調を合せるということ、これまた
一つの要請でございますと、他方にお
きまして、先刻来るる申し上げてお

りますように、保険医なり、あるいは
支払い金の事務的な問題、そういう
ような点を考え合せますと、もう
やはり同じような制度を採用いたしま
することが適当であるというふう
に考へておるわけでありませぬ。
○鈴木壽君 まあ、そう率直に言つて
いただけば、これ以上申し上げなくて
もいいと思つておるが、私も、あ
なたの方のこういうふうな今の改正案を
作らなければいけないことは、それ
は、今あなたの方のお話によつてもわか
ります。それに賛成するかしないかは
別にしてすね。ですから、そういう
ふうによつていただけばいいのです
が、いかにも聞いていますと、それが
一つの合理的なような、当然の措置で
あり、従つて、こちらもうそういう
にしなればいけぬかというふう
に申したものですから、申し上げたので
す。

それからも一つ、現在の共済組
合において、いわば健全な経理ができ
ておりますが、今言つた、先ほども
ちよつと触れましたように、極端な
場合は、全部返さなければいけない
のじゃないかというふうなこともい
えらうと思つておる。現在、何も赤字が
出ていないところの一部負担をやつて、
それだけ黒になる、黒になるのを、別
に使う道もないとすれば、一部払い戻
しができるといふのですから、当然私
い戻さなければいけないわけですね。
ですから、私は、その点については、
これ以上言いませんが、こういうの
は、不合理な、あるいは正しからざる
形において法ができたために出
てくる、そういう一つの措置である
と思つておるが、もとを直すような考

方を、やはり私も、別の機会に持た
なければいけないのですけれども、そ
の点を、あなたの方が、今言つたよう
な、合理化させるような御説明だけ
でありましたのですから申し上げた
のですが、御答弁は要りませぬ。それだ
けです。
○大沢雄一君 私、その問題に關連し
て二、三伺いたいと思つておるが、一
部負担を、余裕財源ができて、当分の
間、払い戻しを行うこともできるとい
うような状態において取るといふこと
については、いろいろと御議論がある
ことではござらぬと思つておるが、他
方、この市町村共済組合の健康との關
係、健康の代行をこれがやつてい
る關係で、統一処理をする關係から
必要といふことではござらぬが、さ
らに、その内容を検討してみますれば、
結局一部負担を増さなければ、点数の
改正とか、いろいろの問題に及んでく
る。この市町村共済組合関係だけ点数
をいじることでもできないし、現在、医
療機関の方で、非常に事務の面を重視
して、社会保険に協力できるとかでき
ないとか、いろいろの問題があるの
で、やむを得ない形で、必ずしも組合
の財政は赤字になつておらぬけれど
も、こういうことに歩調を合せなけれ
ばならぬ、こういうふうには私は理解し
ておつたのであります。それで、さ
うですか。その点をちよつと伺いま
す。

○政府委員(藤井貞夫君) この点は、
そういうことの面も確かにあるわけ
でございますが、ただ、点数を上げると
いうような問題も、これは、市町村職
員共済組合だけの医療についてやるわ
けには参りませぬ。やはり全般の社会
保険制度、特に、なかんずく中心にな
ります健康等との關係において、統
一的にやつて参らなければならぬ事
柄でございます。そういうことで、健康
自体におきまして、財政の問題も
ござりました。赤字解消の点
もござりました。医療内容の高度
化といふようなことをはかつて参るた
めには、とうてい現状ではやれないと
いふような事柄も出て参りまして、こ
のような改正が行われる運びに相な
つて参つたと思つておる。従いま
して、その点は、市町村職員共済組
合の場合でも同様でございますが、た
だ、財政的の見地だけから見ますと
いふと、この点は、今までのやり方自
体が赤字を出さない仕組みに相なつて
いる、そういうことではござらぬ。そ
れども、一面、全般的な医療給付の内
容を高度化していく、しかもそれを市
町村職員共済組合だけには、だけとい
うわけには参らないので、全般の総合
的な見地から、統一的にやつて参らな
ければならぬといふような要請がござ
りますために、この制度を採用せざる
を得なかつた、こういうことに相なる
わけでございます。

○大沢雄一君 次に私お伺いしたいの
でございますが、この改正の第二点と
いたしまして、国家公務員共済組合法
改正に伴う改正が行われておるの
でございます。これにつきまして、
国家公務員の共済組合法は、まだ成立
しておらぬわけでございますが、先
立って本法が成立いたしましたも、組
合に有利な改正のようでもありますか
ら、差しつかえないようでもあります
が、その余の關係はどういうことに
なりませぬか、その点お伺いしたいと思
います。
○政府委員(藤井貞夫君) この点は、
国家公務員の共済組合の給付内容とい
うものとは、これは大体歩調を合せな
ければならぬと思つておるが、国家公務
員共済組合の方がそういう改正ができ
なければ、市町村職員共済組合につ
いては改正ができないといふ筋合いのも
のではござらぬ。大体、この案を立
てますに際しまして、国家公務員
の共済組合の改正が論議せられており
ましたので、それと照応して、大体同じ
ような歩調をとらうといふことによ
つたものでござらぬ。彼此必然的
に、国家公務員の方が改正をされな
ければ、こちらもうやつていけないとい
ふ筋合いのものでござらぬ。そのよ
うに考へております。

○大沢雄一君 そういたしますと、
もし国家公務員の共済組合法の方の改
正が修正なり何なりで、現在の原案と
違つてしまつた場合には、できるだけ
早い機会におきまして、市町村職員共
済組合法の方をそれに合せて、さらに
再改正をなさるといふお含みでござ
りますか。
○政府委員(藤井貞夫君) お説の通り
でございます。

○大沢雄一君 それから、なおもう一
点お伺ひしたいのでござらぬが、
健康の改正案が御承知のように修正さ
れた關係から、これをここで成立せしめ
るといたしまして、施行期日等につ
いて修正を加える必要が生じてくるよ
うに考へるのでござらぬか、この
点については、えらい技術的な問題も
含んでおりますので、その点につ
いて一つ政府側から御所見なり、あるい

は御説明なり、そういうことをこの際、参考のために伺っておきたいと思ふのです。

○政府委員(藤井貞夫君) 健康保険法の改正案につきまして、参議院において、施行期日等の点について修正がなされたわけでございます。現在まで、健康保険法の一部改正案は、公布の日から二月以内の範囲内において政令で定める日からやるということになつておつたのでございますが、何分にも統一的に、しかもはっきりと画一的にやつて参らなければならぬという筋合いの事柄でもございまして、参議院の修正では、これを原則的には五月一日から健康保険法の関係は動かせる、こういうことに相なつてきたわけでございます。現在、衆議院からこちらへ回つておりますものにつきましても、その点、五月一日という期限については、その内容にうたい込まれておりませんので、当然全体としての社会保険制度の一環の点から、歩調を合わせる意味から申しまして、施行期日等については、やはり健康保険の関係については五月一日からということをお手直しをいたさなければならぬかと、かように考へておるのでございます。

なお、一部負担金に關する健康保険法の規定は、五月一日から施行はせられますけれども、なおこの点については、若干の猶予期間を設ける必要がございますので、六月三十日まで間は、一部負担金は従来通りでやつていくという建前になっておりますので、本法の場合におきましても、これと同じような措置を講じていただく必要があるのではないか、かように考へておる次第であります。

○成瀬幡治君 藤井さんにおつたお伺いしますが、私ちよつとわからぬから教えていただきたいのですが、二十九条の二ですね、いわゆる不正受給者の費用を徴収する場合は医師が診断書に虚偽の記載をしたもの、これは取るわけですが、組合が取らぬですね。その場合に、出す方が出さぬと、こういう場合に、心配をする点はどういうことなんでしょう。お前は不正なことをやつたのだから、出さぬのだから、保険証を停止するとか、それから保険医を除外するとか、なにかいような、そういうようなことをやるように、そういう運営の面で、つまらないトラブルが起きてくる。一番いけない点は、保険証を停止されるようなことは非常に悪いのですが、そういうようなことになりはしないか、どうか。そこで、取る場合にどうやって取るのか、その点、取らぬ場合、どうやって取るのか、二十四ページの九十七条の罰則なんです、一万円以下の過料に処すと、こういうことなんです、この罰則は、どこが取るのかよくわかりませんが、どこがやるのかその点、二つお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 不正受給者等からの費用の徴収でございますが、これにつきましては、実は強制徴収権というものはないわけでありまして、その点につきましても、やはり組合の方で努力して取つてもらふという点に努力するし、また、悪いことをされたからと申しまして、そのために一面、営業自体ができないというふうなことは、これは適當ではございませ

ん。そういうようなこともいたしませんし、法律上もまだできもいたしませんし、運用につきましても十分気を付けて、間違ひのないようにいたしたいと思ひます。

それから第二の過料の点でございますが、これは、他の一般の例と同じように、裁判所の権限でございまして。

○成瀬幡治君 いわゆる強制徴収権がない、ところが徴収ができて、こういうふうになつておる。そこで組合の事務の人なんか、若い人が行つて、お前、こつやつておつたのだ、だから保険証を停止するぞと、こういうふうなことをしておる。あるいは保険証を持つていらつしやいと云つて、取り上げつてしまふというふうなことがあつた場合、これはやむを得ぬというふうになるのか。その場合に、いわゆる取り上げられた人から今度は逆のいろいろな抗議が出たような場合、そういうことを何かチェックするか、指導するといへばそれで済むまいか、何となくかそこらあたりがうまく運営されないと、医師の方も非常に私はおかしなことが出てきやしないかという心配をしておる。その辺、どんなふうのお考えですか。

○政府委員(藤井貞夫君) これは、取り上げる規定がございせんのですから、そういうようなことを申すものがかりにありましたら、保険医の方でそれは拒否していただければいいわけでありまして、また具体的に、そうそう非常識なものはないと思ひますけれども、かりにそういうものが出てくれば、われわれの方自体が、あるいは厚生省の方と連絡いたしまして、善処いたしたいと思ひます。

○委員(本多市郎君) たいい委員の異動がございました。森田豊壽君が辞任されました。吉田萬次君が補欠として選任されましたので、御報告いたします。

○委員(本多市郎君) 他に御質疑はございませんか。

○委員(本多市郎君) 御質疑がないようでありまして、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正案等がございましたら、討論中にお述べ願ひます。

○大沢雄一君 私は、本法案に賛成の意見を申し上げたいと思ひます。本法案の内容は、主として三点になります。第一点は、健康保険法の改正に伴う改正でございます。その主たるものは、療養給付について一部負担を組合員に負担せしめようとするものでございまして、本組合が實際上、健保の代行をしておる関係上、その統一的处理のために、この程度の一部負担はやむを得ざる措置として、賛成するものでございまして。

改正の第二点は、国家公務員共済組合法の改正に伴う改正でございます。いままだ国家公務員共済組合法の改正案は成立しておりませんが、その内容は、組合員に必要、有利な改正でございまして、国家公務員に先んじてこの改正が成立するをいたしまして、いかなる善は急げでありまして、差しつかえないと思ひますので、賛成でございます。

○委員(本多市郎君) たいい委員の異動がございました。森田豊壽君が辞任されました。吉田萬次君が補欠として選任されましたので、御報告いたします。

○委員(本多市郎君) 他に御質疑はございませんか。

○委員(本多市郎君) 御質疑がないようでありまして、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正案等がございましたら、討論中にお述べ願ひます。

○大沢雄一君 私は、本法案に賛成の意見を申し上げたいと思ひます。本法案の内容は、主として三点になります。第一点は、健康保険法の改正に伴う改正でございます。その主たるものは、療養給付について一部負担を組合員に負担せしめようとするものでございまして、本組合が實際上、健保の代行をしておる関係上、その統一的处理のために、この程度の一部負担はやむを得ざる措置として、賛成するものでございまして。

改正の第二点は、国家公務員共済組合法の改正に伴う改正でございます。いままだ国家公務員共済組合法の改正案は成立しておりませんが、その内容は、組合員に必要、有利な改正でございまして、国家公務員に先んじてこの改正が成立するをいたしまして、いかなる善は急げでありまして、差しつかえないと思ひますので、賛成でございます。

を問わず、公務員法の中に盛り込んでお
ります。公務員の一つの保護法規と申
しますが、保護規定というものがど
れでもその性格でなければならぬと
思うのです。そういう点から言うなら
ば、より公務員に有利な運び方をす
るということが建前であればなりません
が、特に大臣の提案説明の中の第一
の問題、健康保険法の改正に伴う改
正、この点につきましては、どうもい
かような立場から検討いたしましたし
も、基本的な職員共済組合制度とい
うものの性格と相反すると思いたし
ます。この点、強く反対をいたした
と思うのであります。具体的に申し上げ
ますならば、部長も御説明の中に、一
部負担をさせないことが望ましいのだ
と、こういう御説明がございました。

第三点は、この一部負担ということ
をもつて特に医療給付の合理化をしよ
うとしておられるわけでございますが、一
部負担というものを特別掛金をかけて
おる組合員に負担をさせなくてもいい
んじゃないか。わかりにくい言葉を申
しますが、率直に申し上げますなら
ば、一体組合員でも国民でも、これは
皆税金を払っておる。その税金の使途
というものが、税金がどう使われるか
ということがわれわれの大きな関心の
一つです。少くともこの税金によりま
しても、この一部負担ということが行
われて、われわれの給付なりその他の
問題が解決されるということではな
たらわれわれが税金を払う意味がな
い、税金はほかのところへ使われる、
最低のわれわれが保障してもらいた
い医療給付なんかは自分で負担をす
る、こんなばかげた話はないじゃな
いか、こういう建前から、一部負担と
いうものもつと合理的に、財政政策
の上から解決をされるべきもので、医
療給付を受けなければならぬ個人だ
けに一部負担をさすべき筋合いじゃな
い。

第二は、この改正によりまして、す
なわち一部負担をさせることによつ
て、医療給付を高度化するのだと、そ
のため改正するのだと、こういう御
説明でございますが、医療給付は高度
化されない。現状通りの医療給付をし
ておいて、赤字が出たものを埋めるた
めの一部負担でありますから、一部
負担制というものを乗っけてしま
い、医療給付が急に高度化することに

はならないと思う。こういう点、御説
明の内容がうなずけないのでありま
す。

さらたし、さらにたまたま加瀬委員の
反対要旨の御説明にもありました一
点、すなわち、健康保険法の改正に伴
う改正のことに閉じまして、改正の第
二点では、公務員の待遇が合理的に改
善されるという内容を示しており、今
申します第一点では、このままに遂
行されますれば、逆の状態が生まれて
くるということでありまして、しか
し、法律の中には、そういうような結
果になりませんような処置を規約等で
定めるといふことがありますので、こ
の規約で定める等の指導につきまして
は、最善を期せられて、組合員の
負担がいたずらに過重になりませんよ
うに、最善の留意を希望いたしますの
であります。

さられたし、さらにたまたま加瀬委員の
反対要旨の御説明にもありました一
点、すなわち、健康保険法の改正に伴
う改正のことに閉じまして、改正の第
二点では、公務員の待遇が合理的に改
善されるという内容を示しており、今
申します第一点では、このままに遂
行されますれば、逆の状態が生まれて
くるということでありまして、しか
し、法律の中には、そういうような結
果になりませんような処置を規約等で
定めるといふことがありますので、こ
の規約で定める等の指導につきまして
は、最善を期せられて、組合員の
負担がいたずらに過重になりませんよ
うに、最善の留意を希望いたしますの
であります。

なご本院規則第四百条による本会議
における委員長の前口頭報告の内容、第
七十二条により議長に提出すべき報告
書の作成その他自後の手続につきまし
ては、慣例により、これを委員長に御
一任願いたいと思っておりますが、御異議ご
ざいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(本多市郎君) 御異議ないと
認めて、さよう決定いたしました。
それから、報告書には、多数意見者
の署名を付することになっております
から、本案を修正議決することに賛成
の諸君は、順次御署名を願います。
多数意見者署名
大沢 雄一 吉江 勝保
安井 謙 館 哲二
森 八三一 吉田 萬次
小柳 牧衛 小林 武治
○委員長(本多市郎君) 本日はこれに
て散会いたします。
午後三時二十九分散会

〔賛成者挙手〕
○委員長(本多市郎君) 多数と認めま
す。
よつて、大沢君提出の修正案は可決
せられました。
次に、たまたま可決されました修正
部分を除く原案全部の問題に供しま
す。修正部分を除く原案に賛成の諸君
の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(本多市郎君) 多数と認めま
す。
よつて本案は、多数をもつて修正議
決すべきものと決定をいたしました。

附則第四条中「健康保険法の改正
に伴う改正規定等の施行の際」を、第
三十一条の改正規定の施行の際」
に、「健康保険法の改正に伴う改正
規定等の施行の日から起算して三月
間は」を「昭和三十一年七月三十一
日までの間は」に改める。

附則第五条中「健康保険法の改正
に伴う改正規定等」を「この法律」
に改める。
附則中第五条の前の見出しを削
り、同条を第六条とし、以下順次一
条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の
見出し及び一条を加える。
(一部負担金に関する経過措置)
第五条 昭和三十一年五月一日から
同年六月三十日までの間において
は、新法第三十一条及び第三十三
条の規定の適用については、新法
第三十一条第一項第二号中「規約
で定めるところにより、同法第四十
三条ノ八の規定の例により算定し
た一部負担金(以下「一部負担金」
という)に相当する金額の全部又は
一部」を「健康保険法の改正に伴
う改正規定等の施行(昭和三十
二年法律第四十二号)附則第五
条の規定の例による一部負担金(以
下「一部負担金」という)に相当す
る金額」と読み替えるものとす
る。

繰り下げ後の附則第八条中「健康
保険法の改正に伴う改正規定等の施
行前」を「昭和三十一年七月一日前」
に改める。
繰り下げ後の附則第十八条中「健
康保険法の改正に伴う改正規定等の
施行前」を「昭和三十一年五月一日
前」に改める。

昭和三十三年五月一日印刷

昭和三十三年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局